



相談者を支える“支援員”から

相談者のお孫さんの件で相談に伺います。
 相談者の世帯はお孫さんの両親が共に
 行方不明で、任せておいてあげません。
 生活費は祖父母の年金が、各種手当も制度上
 利用できない状況で、相談者のお孫さんの
 高校進学に必要なお金が祖父母の年金
 から上面できない状況です。孫在中、中絶
 妊娠、基金」を利用できず、無事に高校
 進学することができず、今は
 高校に通っていません。